

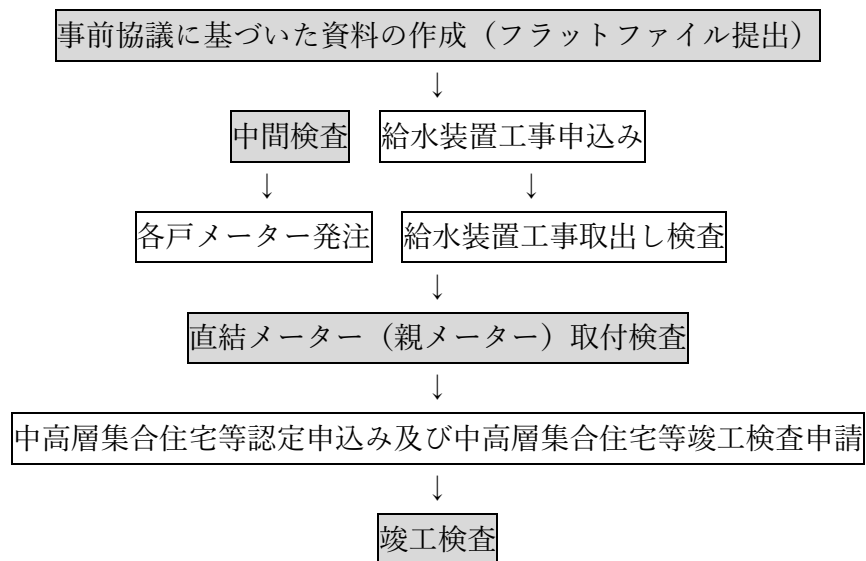
中高層集合住宅等認定及び契約の 検査等の注意点について

本市では中高層集合住宅等認定及び契約を行うにあたり、川口市給水装置工事設計施行基準第48条及び第49条第1項の規定に従い、中間検査、直結メーター（親メーター）取付検査、竣工検査の3つの検査を受検し、合格する必要があります。また、各検査を受検する際に必要な書類、手数料等がありますので現場だけでなく、申請手続きも考慮して検査の受検をお願いいたします。

目次

- P 1 . . . 1. 中高層集合住宅等認定及び契約までのフローチャート
- P 2 . . . 2. 中高層集合住宅等申込受付（フラットファイル提出）
- P 3 . . . 3. 中間検査
- P 5 . . . 4. 直結メーター（親メーター）取付検査
- P 7 . . . 5. 竣工検査

1. 中高層集合住宅等認定及び契約までのフローチャート



□につしまして、次項以降に概要がありますので、検査内容等把握したうえ、現場の工程管理をお願いいたします。また、川口市給水装置工事設計施行基準第48条第1項及び第49条第2項の規定に従い、現場の確認が必要となりますので円滑な検査の実施が可能となりますようお願いいたします。検査の詳細につきましては、上水道維持課検査係までお問い合わせください。

申請につしまして、川口市水道事業給水条例第28条の規定に従い、給水装置工事申込み並びに中高層集合住宅等認定申込み及び中高層集合住宅等竣工検査申請にて手数料の納付が必要となりますのでご確認ください。中高層集合住宅等認定申込み及び中高層集合住宅等竣工検査申請時に川口市水道事業給水条例管理要綱第22条第1項に該当する「中高層集合住宅等における水道の給水に関する契約書」を提出していただきますが、給水装置所有者（契約者）の押印が必要となりますのでご注意ください。

建物名称及び住居表示につしまして、中高層集合住宅等認定申込み及び中高層集合住宅等竣工検査申請にて正式な建物名称及び住居表示の記入が必要となりますので、竣工検査受検前までにご確認をお願いいたします。

また、これらの検査及び申請は川口市指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）が行うこととなります。検査及び申請の手続きには相当の日数を要しますので、指定事業者と工程管理等の調整をお願いいたします。

2. 中高層集合住宅等申込受付（フラットファイル提出）

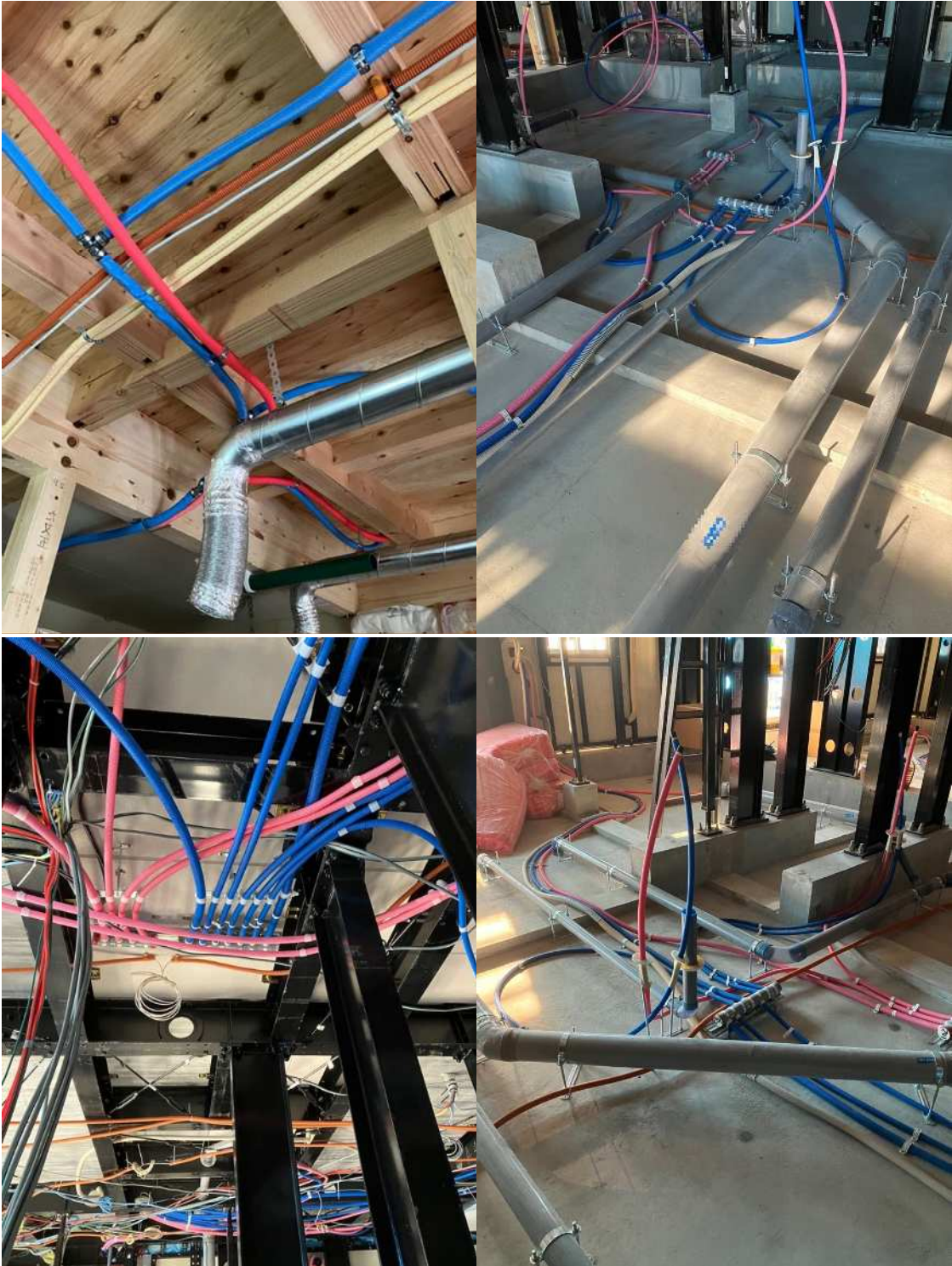
本市では川口市水道事業給水条例施行規程第9条第1項及び第2項の規定に従い、給水装置工事の承認を行っています。しかし、中高層集合住宅等認定及び契約に関わる給水装置工事は、その規定だけでは書類が不十分であること、工期に沿った検査の実施であることの判断が困難であります。そのことから、事前協議に基づいた配管系統図や加圧装置の承認図等の資料をフラットファイルに綴り、そのフラットファイルにて検査を実施いたします。また、フラットファイルを永年保存することにより将来建物の改造をする際に必要な資料としても残せることから、フラットファイルの作成を2部（上水道維持課検査係用と指定給水装置工事事業者用）中間検査受検前までに上水道維持課検査係へ提出をお願いいたします。フラットファイルの内容を精査後、受付番号を付番し、中高層集合住宅等申込受付が完了いたします。

フラットファイルに綴っていただく書類は、以下の通りです。

- ・ 中高層集合住宅等申込受付表
- ・ 中高層集合住宅等の申請チェックリスト
- ・ 給水条件書
- ・ 案内図
- ・ 工程表
- ・ 各階平面図
- ・ 屋外配管図
- ・ 屋内配管図
- ・ 配管系統図
- ・ 各戸メーター収納ボックス図
- ・ 流量計算書
- ・ 貯水槽または増圧ポンプ承認図
- ・ 貯水槽または増圧ポンプ廻り施工図
- ・ メーターバイパスユニット承認図 ※増圧ポンプ設置のみ
- ・ メーターユニット承認図
- ・ 吸排気弁承認図及び計算書
- ・ 水撃防止装置承認図（選定書）

3. 中間検査

中間検査とは、各戸メーター二次側の配管状況が目視で確認できる状態、各戸メーター収納ボックス（パイプシャフト等）の寸法が測定できる状態で行う検査です。川口市給水装置工事設計施行基準第49条第3項第1号の規定に従い検査を実施いたします。各戸メーター二次側の配管状況が目視で確認できない場合は、中高層集合住宅等認定及び契約を行えませんのでご注意ください。



給水管の管種及び口径を確認するため、中間検査合格するまでは給水管が施工されている天井または床を張らないようお願いいたします。

ヘッダー工法にて施工される場合は、ヘッダー位置の確認も行います。

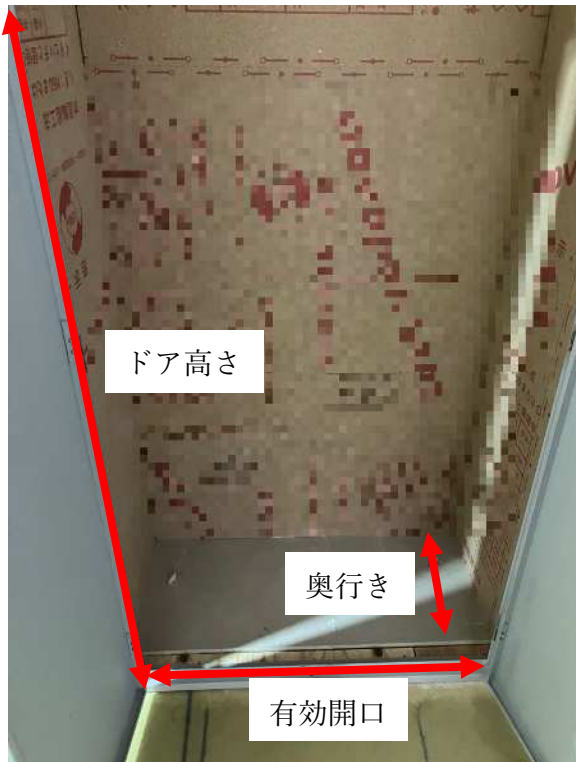


以下の場合、検査不合格となります。

- ・施工した給水管が各戸メーター口径よりも太い（先太り配管）場合
- ・給水管施工状況の確認が不可能の場合

※各戸メーターΦ13の場合は、各戸メーター二次側の給水管（主管含む）は全てΦ13であること。

下図は主管Φ16使用のため、検査不合格となります。



パイプシャフト等は、給水条件書にて規定されている寸法以上であることを確認いたします。幅の寸法について、パイプシャフト内の寸法ではなく、扉の開口寸法となりますのでご注意ください。枠の取り付けがされていなくても設置位置の寸法が測定できれば構いません。寸法が規定以下であること、寸法の測定が不可能である場合は検査不合格となります。

○その他中間検査についての注意点

- ・取出し（引き込み）、直結メーター及び加圧装置の設置予定位置を確認いたします。
- ・中間検査合格後、各戸メーターの発注が可能となります。

4. 直結メーター（親メーター）取付検査

直結メーター（親メーター）取付検査とは、加圧装置の適切な施工及び設置状況の確認、乙止め水栓から直結メーター一次側の耐圧試験、親メーターをはじめとした直結メーターの通水確認を行う検査です。川口市給水装置工事設計施行基準第48条第2項の規定に従い検査を実施いたします。検査を受検するにあたり、加圧装置が設置されていること並びに直結直圧式による住居の給水がある場合は、部屋番号の表示及び給水栓の開栓が可能であることを確認いたします。これらが確認出来ない場合は検査を中止する場合がございますので必ずご確認お願いいたします。



加圧装置が増圧ポンプの場合、事前協議通りの型番及び設置位置の確認、露出配管部分は保温措置がされていること（竣工検査までに施工されていれば構いません。）、増圧ポンプの一次側及び二次側にバルブ及び防振継手が設置されていること、ポンプカバーを外して増圧ポンプ内の吐水口空間が取れている等の施工確認をいたします。

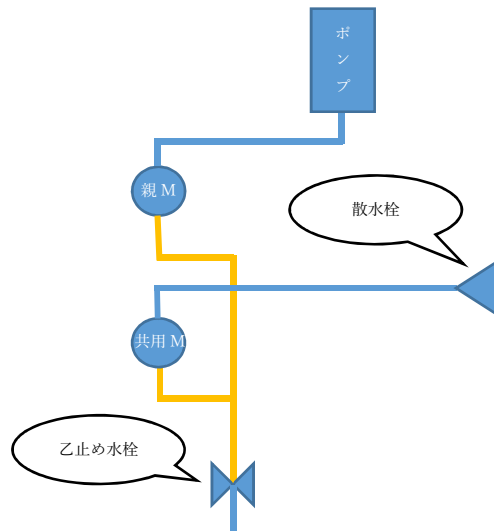
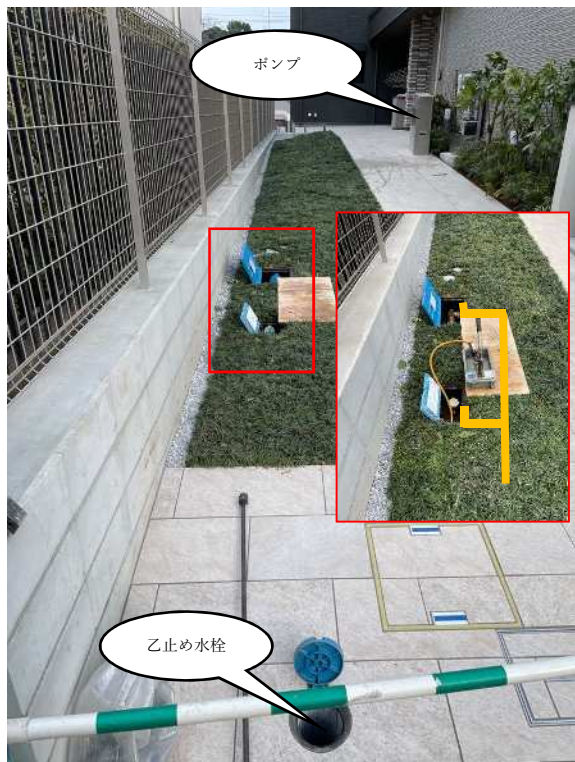
増圧ポンプの試運転報告書の提出が必要となります。提出は竣工検査までに提出をお願いしております。

※ポンプメーカーの立会は不要となります。



加圧装置が貯水槽の場合、事前協議通りの型番（容量）及び設置位置の確認、露出配管部分は保温措置がされていること（竣工検査までに施工されていれば構いません。）、貯水槽と壁等の離隔距離が保たれ六面点検が可能であること、貯水槽蓋に南京錠等で施錠されていること、オーバーフロー管とホッパーの吐水口空間が取れている等の施工確認をいたします。

設置した貯水槽の有効容量を貯水槽本体に明示していただきますようお願いいたします。ただし、既製品（一体型）については、仕様書があるため明示をしなくても構いません。



乙止め水栓から直結メーター一次側まで（黄色線）の耐圧試験（0.75 Mpa × 3分間）を行います。



直結メーターの通水確認をいたします。設置した直結メーター以降で1給水栓開栓していただく必要がありますので、部屋等の入室及び給水栓設置の準備をお願いいたします。親メーターの通水確認は、加圧装置以降で1給水栓開栓していただきますので、入室等の準備をお願いいたします。

○その他直結メーター(親メーター)取付検査についての注意点

- ・メーターバイパスユニットのメーカーを確認いたします。
- ・直結メーター（親メーターを除く）の給水先が住居である場合は、部屋番号の表示を確認いたします。また、門標の貼り付けを行います。（詳細はP10参照）
- ・共用栓の栓数及び位置を確認いたします。
- ・直結メーター（親メーター）取付検査合格後、中高層集合住宅等認定申込み及び中高層集合住宅等竣工検査申請が可能となります。

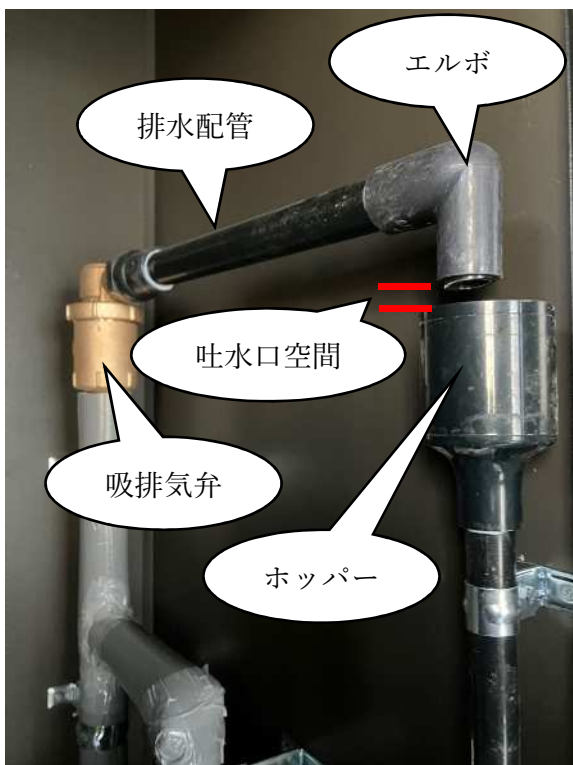
5. 竣工検査

竣工検査とは、水撃防止装置と吸排気弁の適切な施工及び設置状況の確認、各戸メーターの通水確認ができる状態で行う検査です。川口市給水装置工事設計施行基準第49条第3項第2号の規定に従い検査を実施いたします。検査を受検するにあたり、部屋番号及び建物名称の表示を確認いたします。これらが確認出来ない場合は検査を中止する場合がございますので必ずご確認お願いいたします。



各パイプシャフト等を開き、①吸排気弁②水撃防止装置③分岐④メーターユニットをそれぞれ確認いたします。(吸排気弁及び水撃防止装置は系統管の最上部を確認いたします。)

吸排気弁及び水撃防止装置の交換等に支障がないよう分岐以降かつ水撃防止装置分岐手前にバルブを設置してください。



事前協議を行った選定書通りの吸排気弁を設置してください。

吸排気弁に接続する排水配管は、下り勾配で全長1m以下かつエルボを1つまでとする施工をしてください。

ホッパーは吐水口空間が取れるよう設置し、ズレが生じないように金具等で固定してください。



事前協議を行った配管系統図通りに系統管からの分岐をしてください。
各戸メーターの分岐は系統管から単独分岐（1分岐1メーター）をしてください。



事前協議を行ったメーターユニット承認図（減圧弁の有無）通りにメーターユニットを設置してください。

メーターユニットの減圧弁及びメーターに着脱可能な保温カバーを設置してください。

メーターユニット前後のバルブに常時開プレートを設置し、その裏に部屋番号を表示してください。



メーターユニット前後のバルブに常時開プレートを設置し、その裏に部屋番号をテプラ等で表示してください。



水栓番号が表記されている門標をドア枠もしくはP S等の各戸メーターを収納しているボックス等門標が見える位置に貼ります。(P S内は隠れて見えない為不可能) 竣工検査受検前に門標貼り付け位置の確認をよろしくお願いいたします。

○その他竣工検査についての注意点

- ・直結メーターの指針等を確認いたします。
- ・加圧装置以降の末端水栓で残留塩素の測定を行います。
- ・各戸メーターの通水確認を行います。部屋の入室等の準備をお願いいたします。
- ・加圧装置が増圧ポンプの場合、増圧ポンプの故障等が発生した時の24時間対応が可能な連絡先の掲示を確認いたします。建物内の掲示板、管理人室のドア、増圧ポンプのポンプカバー等誰もが目に付く場所に掲示をお願いいたします。
- ・住居表示プレートを貼り付ける場合、申請と同一であることを確認いたします。

以上の検査を全て合格することで、中高層集合住宅等認定及び契約が可能となりますので、検査内容等を指定事業者をはじめ、現場を施工する方々にも周知していただき、確実な現場施工並びに円滑な検査の実施が可能となりますようご協力をお願いいたします。